

松山市庁舎本館設備更新型ESCO事業の募集要領等に関する質問及び回答

質問項目	質問内容	回答
応募者の資格	<p>・構成員として、代表となるESCO事業者は愛媛県及び松山市に本社が無くても応募可能と理解して宜しいでしょうか？</p> <p>また、管工事及び電気工事の構成員として、松山市競争参加資格の登録があるA等級且つ、松山市に支店の本店があれば宜しいでしょうか？本社である必要はございませんでしょうか？</p>	<p>代表者となる「事業役割を担う構成員」に所在地要件は付していません。</p> <p>また、「建設役割を担う構成員」の所在地要件は、本社（建設業許可における主たる営業所）の所在地での判断となります（松山市競争入札参加者資格で「市内業者」である者が本所在地要件に該当。）。</p>
選考のスケジュール	<p>・参加資格表明を受付て頂いた後、都度結果の通知を頂く事は可能でしょうか？</p> <p>可能な場合、資格がある事が確認できた都度、図面等の提供を頂く事は可能でしょうか？</p> <p>（早期の現状把握とプラン検討の為）</p>	<p>募集要領に示すとおり、参加確認結果の通知及び図面等の提供は、令和4年8月31日（水）に行います。</p>
参加表明書 様式7	<p>業務責任者は事業役割を担う会社の責任者を記入すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、設計役割・建設役割を担う会社は業務責任者は空欄として、職員欄のみ記入すればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>業務責任者はどの役割の構成員が配置するかを明示していなかったため、提出書類様式「提出上の注意」欄に「事業者役割を担う構成員（代表者）は、配置予定の業務責任者の資格・経歴等を示すこと。」という文言を追記し、その他所要の修正を行いました。</p> <p>修正版の提出書類様式をHP上に公表しているので、ご確認ください。</p>
<p>募集要領 P3 第2 応募条件 2. 応募者の役割</p> <p>仕様書 P10 第3 事業の遂行・内容 3 運転管理及び維持管理の助言等に関する事項 (2) 運転管理及び維持管理の助言について</p>	<p>仕様書P10「事業者は、作成した「運転管理指針」及び「運転マニュアル」に基づいて、ESCO設備等の運転管理の助言を行うものとする。あわせて、ESCO設備等の維持管理の助言を行うものとする。」とありますが、事業者は運転管理及び維持管理に関しては助言のみを行い、修理、定期メンテナンス等は行わないという理解でよろしいでしょうか。導入設備の維持管理業務は本事業には含まないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、運転管理及び維持管理は業務範囲外で、運転管理及び維持管理に関する助言のみを業務範囲としています。</p>
<p>募集要領 P11 第4 選考のスケジュール及び手続等 11. 協定書の締結・詳細診断等・最終提案の提出</p>	<p>ESCOサービス契約書（案）が公開されていませんが、ESCOサービス契約書は最優秀獲得後にESCO事業者と協議し、合意のもと締結することができるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、優先交渉権者が決まった後に、優先交渉権者に契約書（案）を示し、契約内容を調整する予定です。</p>
<p>募集要領 P12 第4 選考のスケジュール及び手続等 12. 仮契約・本契約の締結</p>	<p>「契約締結に関する議案を市議会に提出し、当該議案の成立をもって本契約の締結とする。」とありますが、もし議案が不成立となった場合は、ESCO提案を募集したことに留まり事業化されない場合がある、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

松山市庁舎本館設備更新型ESCO事業の募集要領等に関する質問及び回答

質問項目	質問内容	回答
<p>仕様書 P3, 4 第2 提示条件 (2)ベースライン</p> <p>募集要領 P1 第1 事業概要 5. 履行場所 (2)施設概要</p>	<p>公募の仕様書P3, 4で提示されているエネルギー使用量は本館・別館の合算値とありますが、募集要領P1の施設概要に記載されている延床面積はエネルギー使用量同様別館等も含む面積でしょうか。別館が別途である場合、エネルギー消費している範囲の合算延床面積をご提示いただけませんか。</p>	<p>募集要領1pの延床面積は庁舎本館のみの面積です。 庁舎別館の延床面積は8, 205㎡で、本館・別館の合算で29, 381㎡となります。</p>
<p>仕様書 P4 第2 提示条件 表 ベースライン 設定等に用 いる単価</p>	<p>電気料金が従量料金16. 63円/kWhのみが提示されていますが、この単価は契約電力基本料金についても加味された単価であるとの理解でよろしいでしょうか。契約電力基本料金と従量料金を分けて検討する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>16. 63円/kWhは、過去3年間（H30～R2年度）の電気代を同期間中の使用量で除した値で（仕様書3p参照）、基本料金・従量料金のほか燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金を含み、消費税及び地方消費税を除いた値です。 お見込みのとおり、ベースライン設定等に際して、基本料金と従量料金を分けて検討する必要はありません。</p>
<p>仕様書 P10 第3 事業の遂 行・内容 3 運転管理及 び維持管理の 助言等に関す る事項 (1) 運転管理 指針及び運転 マニュアルの 作成について</p>	<p>「エネルギー管理標準」の変更について 1. 改修工事等サービス料、省エネルギーサービス料どちらの項目になりますでしょうか。 2. エネルギー管理標準他、見直しの範囲をご指示下さい。（総括個票、エネルギーフロー等）</p>	<p>1. エネルギー管理標準の改訂は、省エネルギーサービス料の項目となります（仕様書1p参照）。 2. 本ESCO事業で行う設備改修に係る図面関係の修正と、別途作成する運転管理指針及び運転マニュアルに関する所要の内容反映がエネルギー管理標準の見直し範囲となります。</p>
<p>リスク・責任 分担表 P1 共通 制度の変更 収益目的の事 業実施に伴う 税、消費税以 外の税に関す るもの</p>	<p>「消費税及び地方消費税の変更以外の税に関するもの」は事業者の負担となっていますが、将来新たな間接税等が新設される場合にはESCO事業者では想定しがたい範疇であると考えます。それが生じた場合は、貴市負担となるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>法人税等の企業収益に着目した税金の税率変更等、一般的に受注者が負うべきと考えられるものを事業者側リスクとして例示しています。 本市と受注者のどちらがリスク分担するかに疑義のある制度変更は、本市と受注者で協議のうえ、取り決めるものとします。</p>
<p>リスク・責任 分担表 P2 建設関連 第三者賠償 調査・建設に おける第三者 への損害賠償 義務</p>	<p>本契約に基づき生じる賠償責任の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者の調査・建設における第三者への賠償責任については、本市の責めに帰すべき事由により生じたものを除き受注者が負うものとし、それにより第三者が被った逸失利益等の二次損害も受注者と第三者との間での協議事項となります。 なお、受注者の責めによる工事遅延・未完工については、受注者が本市に対して賠償責任を負うものですが、それにより本市が被った逸失利益等の二次損害も当該賠償責任の範囲に含みます。</p>
<p>リスク・責任 分担表 P2 建設関連 不可抗力 天災等による 設計変更・中 止・延期</p>	<p>維持管理段階における不可抗力リスクは、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>維持管理段階（工事目的物の引渡し後）におけるESCO設備に係る不可抗力リスクは本市が負担します。 省エネルギーサービスに係る不可抗力リスクは、本市と受注者で協議のうえ、取り決めるものとします。</p>

松山市庁舎本館設備更新型ESCO事業の募集要領等に関する質問及び回答

質問項目	質問内容	回答
<p>その他 アスベストに 関して</p>	<p>1. アスベスト含有の確認・調査について ・既設冷凍機、冷却塔等の機械類にアスベスト含有調査（メーカー調査）はされていますでしょうか。調査（メーカー確認）されている場合、含有有無（含む場合の部位の位置も）を教えてくださいませんか。 ・天井ボード、配管のパッキン類、煙道のガスケット、ロックウール断熱のアスベスト調査はされていますでしょうか。調査されていない場合、調査費用は本事業に含まれると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>2. アスベスト除去・処分について ・アスベストが含有されていた場合の除去・処分費は、詳細な含有調査を実施しないと積算することができないため、調査実施後の別途工事対応との理解でよろしいでしょうか。本事業に含むということであれば、諸条件を与えていただけませんか。</p>	<p>1. 本ESCO事業の対象となる機械類を対象とした個別のアスベスト含有調査は実施していません。</p> <p>2. 本ESCO事業の実施のためにアスベスト含有調査が必要である場合、本市負担により対応します。また、調査でアスベストが確認された場合、アスベスト除去・処分に伴う増嵩経費は本市が負担します。</p>